毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

福島県人事委員会
○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則　一

福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年九月二十七日

福島県人事委員会
委員長　今　野　順　夫

福島県人事委員会規則第十七号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第五の一の表に次のように加える。

福島県双葉警察署川内駐在所	一級地

附　則

この規則は、平成二十五年十月一日から施行する。